

<p>項目</p>	<p>○ 注意</p> <p>一 憲法改正案に賛成するときは、記載欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。</p> <p>二 憲法改正案に反対するときは、記載欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。</p> <p>三 ○の記号以外は何も書かないこと。</p>	<p>記載欄</p>
<p>国防軍の保持</p>	<p>我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、国防軍を保持する。</p>	<p>賛成 反対</p>
<p>家族に対する保護</p>	<p>家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。</p> <p>国は、家族に対し、家族の形成のために、又、扶養児童の養育と教育のために、できる限り広範な保護と援助を与へなければならない。</p>	<p>賛成 反対</p>
<p>自然環境の保全</p>	<p>自然環境は、すべての人が健全で豊かな環境の恵沢を享受することを基本として、将来にわたつて適切に保全されなければならない。</p>	<p>賛成 反対</p>
<p>高等教育を受ける 機会の保障</p>	<p>国は、国民がその適性に応じて無償で高等教育を受ける機会を、保障する。</p> <p>教育又は学術研究の事業に対する公金の助成については、法律でこれを定めることができる。</p>	<p>賛成 反対</p>
<p>参議院議員選挙区 の議員定数</p>	<p>参議院議員選挙において各選挙区に配分される議員定数は、人口比率にかかはらず、単位とする行政区画一つに少なくとも一名をあてることができる。</p>	<p>賛成 反対</p>
<p>緊急事態</p>	<p>外部からの武力攻撃、内乱、大規模テロ、大規模自然災害、その他の緊急事態が発生し、かつ、当該事態が国の秩序及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、特別の必要があると認めるときは、内閣は、国会の事前又は事後の承認のもとに、関係地域の全部又は一部について緊急事態の布告を発することができる。</p> <p>緊急事態が布告された場合には、危機を克服するため、やむを得ない必要の範囲で、内閣は法律に代はる政令を定め、又、緊急財政処分を行ふことができる。</p> <p>前項の政令および緊急財政処分について、内閣は、速やかに国会の承認を経なければならない。この承認が得られなかったときは、内閣はその布告を廃止しなければならない。</p>	<p>賛成 反対</p>
<p>施行期日</p>	<p>この憲法改正は、平成三十一年五月三日から施行する。</p>	<p>賛成 反対</p>